

質問回答

2018年2月26日

「ウクライナ ミコライウ橋建設事業追加調査」

(公示日:2018年2月14日 / 公示番号:180011)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	・第2 調査の目的・内容に関する事項 - 6. 業務の内容 - (4) 協力準備調査で実施した自然条件調査の補足 - イ) 地質調査(アプローチ橋梁、主橋部) ・第3 業務実施上の条件 - 5. 現地再委託	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項 - 6. 業務の内容 - (4) 協力準備調査で実施した自然条件調査の補足 - イ) 地質調査(アプローチ橋梁、主橋部)の項において、標準貫入試験の実施が記載されております。また、第3 業務実施上の条件 - 5. 現地再委託の項においては、「現地再委託費は本見積もりとして計上する。」と記載されています。</p> <p>しかしながら、旧ソ連圏各国の地質調査会社は、適用している設計基準の違いから標準貫入試験の経験が無く、機材も保有していない可能性があり、これらの実施が非常に難しくなる可能性があります。</p> <p>旧ソ連圏において、当社では、DD 時に日本より標準貫入試験機材を持ち込むとともに、オペレーターを同行させることにより、標準貫入試験を実施した経験がありますが、機材の輸送費用、通関手続きに係わる費、オペレーターの派遣期間とこれによって定まる費用等の不確定な部分が多いことや、現地再委託のみで調査を実施した場合</p>	弊機構の経験上、旧ソ連圏の地質調査会社でも標準貫入試験を実施することは可能なため、現地再委託費用は本見積りに含めてください。なお、標準貫入試験をコーン貫入試験で代替することは認めます。

		<p>に比べ遙かに高価となることより、今回のプロポーザル作成期間内に適切な精度の見積もりを提出することが非常に難しいと考えられます。</p> <p>以上の点から、現地再委託について、本見積もりより除外し、別見積もりをすることができないでしょうか。</p>	
2	業務指示書ページ 15 第 3 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与	<p>調査団の現地での執務スペースについて実施機関より提供される予定でしょうか。仮に提供がない場合、事務所賃借料等を見積りに計上すべきでしょうか。</p>	<p>相手国から提供される可能性もございますが、今回のプロポーザルでは執務スペースに必要な費用を見積りに計上ください。宿泊先をそのまま執務スペースとして利用されることでも構いません。</p>
3	業務指示書ページ 7 6. 業務内容 (7)本邦技術の活用可能性の検討・提案	<p>「JICA が開催予定の本邦企業を対象とした事業説明会に同席し(1 回を想定)...」と記述がございますが、この事業説明会は東京での開催を予定されとの理解で宜しいでしょうか？また、同説明会の開催費等、本調査の見積りに計上する費用がございましたらご教示ください。</p>	<p>弊機構が東京で開催する説明会(2 時間程度)に同席頂くことを考えており、特段、本見積りに計上する費用はないと考えております。</p>
4	業務指示書ページ 3 (5)環境社会配慮	<p>「本事業については、「旧 JBIC ガイドライン」が適用され、カテゴリ A と分類されている」と記述がありますが、土地収用のみで住民移転が発生せず、周辺環境への影響も限定的と判断された場合は、「新 JICA ガイドライン」に基づきカテゴリ B への変更の可能性はあるでしょうか。</p>	<p>カテゴリ分類については、用地取得や住民移転の有無だけで判断されるものではありませんが、本調査の結果カテゴリ A と分類した時点から事業スコープや用地取得・住民移転の規模が変更となった場合、カテゴリ分類の変更が生じる可能性はあります。</p> <p>なお、適用ガイドラインについては要請日に基づいて決まるため、「新 JICA ガイドライン」が適用となることは想定されず、本案件の適用ガイドラインはカテゴリ分類の変更が生じたとしても「旧 JBIC ガイドライン」となります。</p>

5	業務指示書ページ 6 (4)協力準備調査で実施した自然条件調査の補足 ア)地形調査 1)衛星画像・衛星 DEM (400km ²)調達、又は航空写真・航空レーザー測量	この成果は本事業のために調達または作成するものですが、業務目的だけに使うのであれば、面積を少なくすることが可能と考えられます。ここで調達または作成する地形図・地形データを本業務以外でも利用する予定なのでしょうか。	本業務以外に利用する予定はございません。
6	業務指示書ページ 16 5. 現地再委託	本業務を行うにあたり、適切な現地再委託先が見つからない場合は、国内再委託でも可能でしょうか。	適切な理由があれば現地再委託を国内再委託や直営に変更してご提案頂くことは問題ございませんが、自然条件調査及び環境社会配慮については事実上、現地再委託でなければ実施は難しいと考えており、貴社のご経験を踏まえてご判断頂ければ幸いです。
7	指示書 第2 7. 成果品等(1)1)インセプションレポート(P13)	インセプションレポートをウクライナ語に翻訳する必要はございませんか。	その必要はございません。
8	指示書 第3業務実施上の条件(P15) 3. 相手国の便宜供与	相手国または関係機関より作業スペースの提供はございますか。	No.2をご参照ください。

以上